

(複数の取引をまとめた請求書の交付)

問 66 当社は、複数の事業所がある顧客に対しては、その事業所ごとに契約を締結し取引を行っています。一方、請求書は、以下のように複数の契約をまとめて交付しています。

現在、契約ごとに消費税額等の端数処理を行い、ご請求金額欄における消費税額等はその端数処理をした消費税額等の合計額を記載していますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、この請求書に登録番号を追加すれば適格請求書の記載事項を満たすことになりませんか。【令和4年11月追加】【令和5年10月改訂】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31)		
利用金額合計	消費税額等(10%)	ご請求金額
87,951円	8,794円	96,745円
【請求金額内訳】		
契約種別	利用金額(税抜)	消費税額等(10%)
A契約	11,961円	1,196円
B契約	34,758円	3,475円
C契約	41,232円	4,123円
△△商事(株)		

【答】

適格請求書に記載する消費税額等は、適格請求書に記載した税率ごとに合計した課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額に、一定の割合(税抜価額の場合100分の10(又は100分の8)、税込価額の場合110分の10(又は108分の8))を乗じて算出し、その算出した消費税額等に1円未満の端数が生じた場合にその端数を処理するため、適格請求書に記載する消費税額等の端数処理は一の適格請求書につき、税率ごとに1回行うこととなります(消令70の10、基通1-8-15)。

ご質問の請求書については、契約ごとに課税資産の譲渡等の税抜金額及び消費税額等を記載しているものですが、一の書類として交付しているものであるため、この書類を適格請求書とする場合、当該一の書類に係る課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額から消費税額等を算出する必要があります。

この点、ご質問の請求書に記載されている消費税額等は、契約ごとの課税資産の譲渡等の税抜価額から算出して端数処理した消費税額等を合計しているため、適格請求書の記載事項を満たしません。

なお、例えば、以下の場合のように、課税資産の譲渡等の税込価額を合計し、その合計金額から算出した消費税額等を記載することにより、適格請求書の記載事項である消費税額等とすることができま。この場合、契約ごとに算出した消費税額等を参考として記載することは問題ありませんが、法令で求められる適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご注意ください。

【課税資産の譲渡等の税込価額の合計金額から算出した消費税額等を記載することにより適格請求書とする場合】

請求書		
(株)〇〇御中	XX年11月1日	
10月分(10/1~10/31)		
ご請求金額	消費税額等(10%)	
96,745円	8,795円	
【請求金額内訳】		
契約種別	利用金額(税込)	参考:消費税額等
A契約	13,157円	1,196円
B契約	38,233円	3,475円
C契約	45,355円	4,123円
△△商事(株)		
登録番号 T...		

消費税額等の計算方法は、課税資産の譲渡等の税込価額の合計額である96,745円を適用税率で割り返して算出しています。
 $96,745 \text{円} \times 10/110 = 8,795 \text{円}$